

2021年4月26日

J-NET株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第15版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた基安発 0331 第 2 号に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第 8 版）について 2021 年 4 月 26 日に公表させていただいております。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、ゴールデンウィークの人流抑制を目的に緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置が対象エリアで実施されています。

なお、弊社では緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置における、政府から企業にたいしての要請である「出勤率 70%削減」を目指し、4月26日以降は輪番による出勤を前提に、本社及び全営業所の社員を、可能な限り在宅勤務に振り替えることとします。

引き続き、ご契約いただいておりますお客様及び関係各所の皆様には、ご不便をお掛けしませんよう、最大限の努力で全社取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上